

ID: 74

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町地域福祉センター条例 第10条		
例 規 番 号	平成17年条例第96号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第10条 地域福祉センターを利用する者は、利用許可と同時に別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日